

島根県における弁理士生活

(日本民法典の父 梅謙次郎博士の地 島根県松江市にて)

会員 田辺 義博

要 約

人口僅か 70 万人ながら県土が東西に長く離島もある島根県での弁理士生活です。県内弁理士は 4 人です。仕事の数は多くはありませんが、土地柄、神話をはじめ古くから伝承されている技術など、ひとつの切り口が多様に展開し、特許にも商標にも昇華することもあり、いろいろな知識を広くそして少し深く知っておく必要があり、なかなかやりがいがあり、充実しています。自分なりに楽しみながら弁理士業プラスαをおこなっています。

地方の弁理士特集ということですが、都市域の弁理士と違うところといえば、基本的に全分野を扱わなければならない(分野で選り好みができない)、民間企業はもちろんのこと県や市などからも頼りにされるのが実感できる(ので少し偉くなった錯覚を味わえる?)、人数が少ないため支部の研修会等で著名な先生と接点ができる(同様に本会の会長を初め執行部の方との距離も近くなる)という3点につきるとおもいます。他には、所長であれば地方に限ったことではありませんが、自由に時間を使える点、将来的な事務所引継ぎが困難であるという点でしょうか。とはいえ、これで話しを終えることもできませんので、島根県の紹介も含めて日常のことなども述べていきたいと思います。

<島根県概要>

島根県は、鳥取県と共に山陰と称される地域です。面積的にはそこそこ広いのですが、島根県の人口は 70 万人、鳥取県の人口は 60 万人で、両県を合わせても僅か 130 万人しかいません。表記も「島根」と「鳥取」は、良く似ているせいか、両県の場所も中国地方以外の方は、どちらがどちらに位置しているか分からない人がかなりいるようです。島根は鳥取の西側(左側?)です。広島県の北、と言った方がわかりやすいかも知れません。あるいは、出雲大社がある県、宍道湖がある県、政治的には竹島のある県、と言った方がわかりやすいでしょうか。鳥取の場合は、鳥取砂丘(鳥取砂漠ではありません)、大山のある県、と言った

方がわかりやすいと思います。

人口が少ない割には、島根県は県土が東西に長く、経済的、文化的にも、出雲エリア(東部)、石見(いわみ)エリア(西部)、隠岐エリア、に分かれています。方言もかなり違います。また、県土の約 1/3 しかない出雲エリアに、人口の 2/3 が集中しており片寄りがあります。ただし、県境が邪魔をしています。宍道湖-中海を囲んで鳥取県の米子市と境港市が隣接し、この圏域に約 70 万人の人が住んでいます。新潟市、金沢市に続く日本海側有数の人口集積地となっています。実際、東から、米子市・境港市-安来市-松江市-出雲市、と、知名度のある市が連続しています。境港市は、ゲゲゲの鬼太郎の作者：水木しげるの出身地で、連ドラ効果もあり、近年は奥さんの出身である安来市とともに多くの観光客が訪れています。



<島根県の産業>

島根県は、一部上場企業が地銀の 1 社しかなく、中

小企業のみで構成されているとあって良い状況です。年度によって異なりますが、工業製造高は36位（鳥取県33位）、農業産出額は41位（鳥取県38位）であり、どの産業分野も全国的にはかなり低いところに位置しています。逆に有数の高齢過疎県で、今年の統計では、100歳以上の高齢者比率が全国一位となったということです。

<島根県の文化・観光>

島根県で観光といえば、出雲大社、津和野、石見银山（世界遺産）、隠岐、宍道湖、玉造温泉（地域団体商標）、斐の川温泉（日本三大美人の湯）、温泉津（ゆのつ）温泉、有福温泉、足立美術館（横山大観の収蔵）、松江城といったところでしょうか。

食べ物では、出雲そば、宍道湖七珍（相撲足腰：スズキ、モロゲエビ、ウナギ、アマサギ、シラウオ、コイ、シジミ）、山川（日本三大和菓子）、デラウェア、益田メロン、多伎いちじく（地域団体商標）、松葉がに、仁多米、などがあります。

有名人といえば、小泉八雲（文学）、森鷗外（文学）、河井寛次郎（陶芸）、徳川無声（作家）、園山俊二（漫画家）、森英恵（デザイナー）などを挙げるができます。近年では、テニスプレイヤーの錦織圭や脚本家の田淵久美子の出身地でもあります。法律関係では、民法典論争の梅謙次郎先生を挙げないわけにはいきません。小泉八雲の妻セツの遠戚にあたり、八雲の遺言が託されもしました。

地方で弁理士をする場合は、商標や著作権の相談にすぐに対応する必要もあり、こういった文化・観光情報はもとより、地域情報を少し詳しくくらいに知っておく必要があります。



○梅謙次郎博士（松江市立図書館）

<事務所開設の経緯>

さて、このような土地の中で、松江市に2002年に独立開業しました。現在は弁理士人数が9000人近くですが、私が登録した2000年は4500人ほどで、その頃、島根県は、青森、佐賀に特許事務所ができて、最後の弁理士不在県という状況でした。

そもそも、私が弁理士になろうと思ったきっかけですが、学生時代は関東で過ごしておりまして、漠然と、将来的には地元に戻ろうと思っていたことがまず挙げられます。

卒業して、日本化薬株式会社に研究職として就職しました。当時の社長が、「特許の知識」等で著名な竹田和彦氏でした。恥ずかしながら、社会人になって初めて弁理士という職業を知りました。そして面白そうな資格と感じたことが次に挙げられます。

また、入社して実験指導をマンツーマンでしていた方が定年間近で、この人は、社内ではずいぶん評価されていたようですが、私に「田辺くん、僕は会社では頑張ったが、再就職するにも、何も資格を持っていない。何か資格を持っておいたほうがいいよ」としんみりと話され、これに触発されたことも理由として挙げられます。

将来的に帰郷を考えていたので、入社3年後に特許事務所に転職し、実務の研鑽に励みました。入所したころは、その事務所は中規模で、当初は、てにをはチェック、図面書きもおこない、その後明細書の書き方を学びました。主に書いていた電気系の大手企業の知財部で明細書評価制度が導入されたのですが、入所1年半後には高評価を頂いたことが自信につながりました。お世話になったこの事務所は、所長先生が所長として大変な手腕をおもちであり、現在は国内有数の特許事務所となっています。所員の質の維持向上の監督指揮はもとより、社長や知財部の信頼の獲得の仕方、仕事の依頼は決して断らないという姿勢等は、今の自分の業務に大変役立っており、心ながら感謝しております。

また、これは決して嘘ではなく、企業に勤めていたとき、上司に理不尽に叱られるという経験をしたことも、なんといいましょうか、社会性を身につける上で役立っています。

さて、入所数年で資格も取れたので、Uターンを考えました。長男が小学校に上がる年に差し掛かってい

たので、この機に独立することとしました(2002年)。出身は、鳥取県米子市なのですが、その時、山陰両県で唯一の特許事務所が米子にありました。その特許事務所が県庁所在地である鳥取市にあたり、島根県の県庁所在地の松江が、米子から遠かったりしていれば、判断も異なっていたでしょうが、松江が米子に近く土地勘もあり文化圏も同じで、弁理士不在県の解消にもなるので、松江で開業することにしました。

また、事前に鳥取・島根の両県庁に、それぞれの知財に対する取り組みをうかがいました。鳥取県は、単に発明協会を紹介されたのですが、島根県は是非県庁にお越し下さい、ということであつたと、商工労働部の皆さんが熱く取り組み姿勢を語られ、やりがいを感じたことも松江開業の理由となりました。

＜島根県の知財の取り組み＞

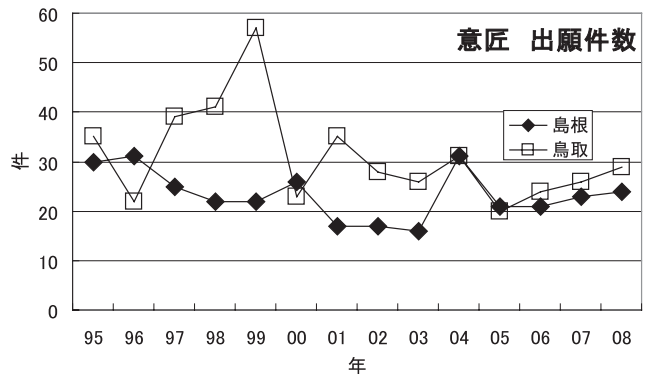
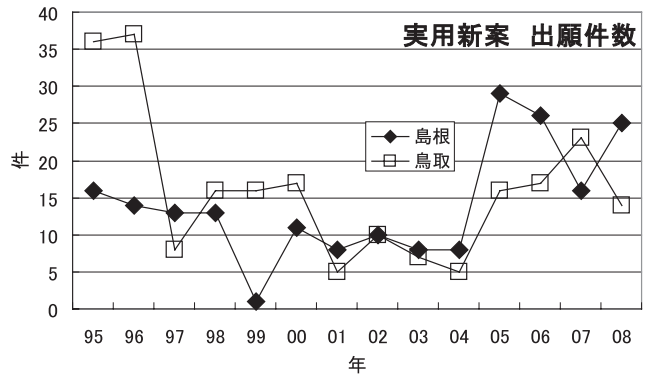
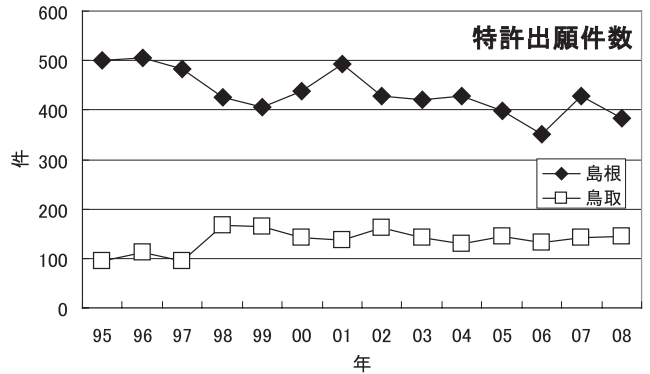
ちょうど、島根県では、そのころ、ソフトビジネスパークというエリアを造成し、そこに、産業技術センター、発明協会、産業振興財団を移設し、ベンチャーを含め企業誘致を推進しており、産学官民による新産業創出の動きが活発化していた時期でした。これまでの他県と同様な横並びの施策では立ちゆかなくなることを見越した当時としては思い切った政策でした。単に場所を提供するという相手任せの取り組み姿勢ではありませんで、商工労働部の方は、知財の知識も豊富でした。例えば、殆どの方は、特許申請といわれるところ、特許「出願」と適正な用語を用い、実施と使用も使い分けられます。審査請求や補償金請求権も熟知されていました。弁理士試験の一次試験なら通るのではないかと思うくらい、大変勉強をされているのには感心しました。

実際、日本弁理士会とは2001年に全国の自治体としてはじめて協定「知的財産権の活用による産業振興施策の支援に関する協定」を結び、これは現在、他の自治体と本会との協定のリーディングケースとなっています。

表に、ここ十数年の島根県における特許・実用新案・意匠・商標の出願件数推移を示します(特許庁の白書より)。比較として、鳥取県のデータも掲載します。両県とも出願は必ずしも多くなく、右肩上がりというわけではありませんし、県の施策が一朝一夕に反映されていくものではありませんが、今後少しずつ実りを迎え、私もその一助となるべく頑張りたいと思っ

年	島根				特許	鳥取			
	特許	実用新案	意匠	商標		特許	実用新案	意匠	商標
95	500	16	30	139		95	36	35	173
96	505	14	31	165		112	37	22	140
97	482	13	25	124		94	8	39	120
98	425	13	22	157		167	16	41	96
99	406	1	22	131		164	16	57	79
00	437	11	26	209		141	17	23	90
01	494	8	17	117		138	5	35	90
02	429	10	17	130		161	10	28	121
03	420	8	16	190		143	7	26	125
04	429	8	31	199		129	5	31	118
05	398	29	21	193	984	145	16	20	139
06	352	26	21	157	840	133	17	24	155
07	428	16	23	189	896	142	23	26	148
08	383	25	24	216	947	144	14	29	126

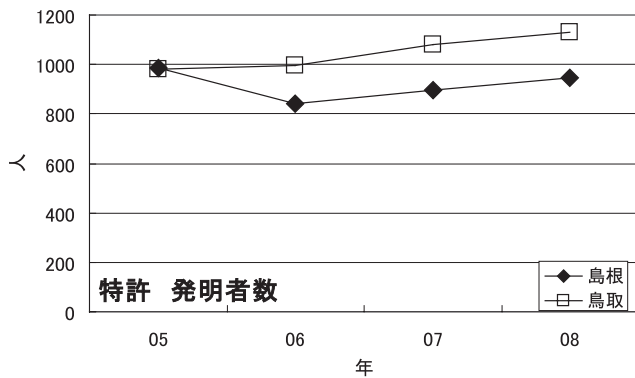
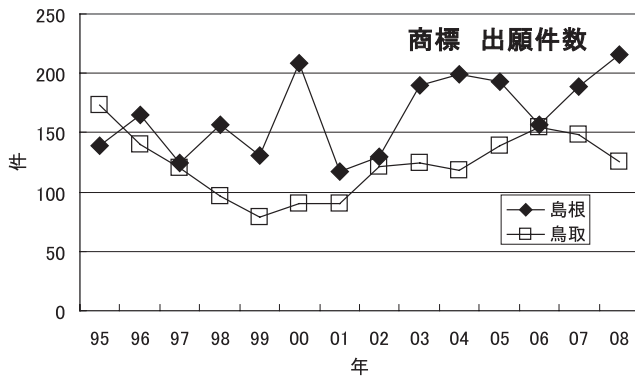
※都道府県別出願件数表(日本人によるもの) ~特許庁編 産業財産権の現状と課題より~



ています。

＜島根県の弁理士＞

現在、島根県内の弁理士は私を含めて4名です。県東部に二人と県西部に二人です。なお、私が開所するまでは弁理士0県であったのですが、もうひと方の弁理士先生(県内出身)と同日開所ということとなり、一気に2人の弁理士が誕生しました。当日は県庁の計らいで知事との面談、記者会見が設定され、弁理士開所でこのようなスタートの切り方をしたのは全国でも



私たちくらいではないかと思えます。

なお、この先生は、支所がもてなかった時代から20年以上月一回は島根県に戻って相談業務等をなさっており、その人柄もあいまって大変尊敬申しあげており、今にいたるまで仲良くさせていただいております。また、同年10月には県西部に特許事務所ができ3人体制となりました。総じて県内弁理士同士の関係は良好です。

< 日常の業務：事務所業務 >

普段の事務所での仕事は、他の個人事務所と同様だと思いますが、所長業（営業や弁理士として各種会合への出席）、明細書作成、図面作成、出願業務その他一部事務業務と、一人何役もこなす必要があります。地方弁理士？の特権かと思えますが、自宅と事務所が近く、私の場合は徒歩10分です。松江城を見ながら、堀の白鳥や鴨、鵜を見ながらの通勤です。また、昼食は自宅でもとり、この時の往復は気分転換にもってこいです。ついでにいうと、朝は下の子供を幼稚園に送ってから8:30過ぎに出勤、12:30～13時過ぎまで休憩、晩は19時頃退所です。仕事が重なっているときは、子供を寝かしつけてから21時過ぎに第二部を始めることもあります。仕事量にもよりますが、徹夜となることはほとんどありません（徹夜するほど需要がない？）。

仕事の時間的な割合としては、特許5、商標1、その



○通勤風景（松江城）

他4という感じでしょうか。特許分野の依頼は多岐にわたります。個人の方から植木鉢の案件を依頼されることもあれば、後述するように大学の先生から遺伝子組み換えの案件を頂くこともあります。というか、先にも書きましたが、分野を限定しては、事務所が成り立たない側面が地方弁理士にはあると思えます。

仕事を断らないのには、東京の事務所にいたときの教訓もあるのですが、もう一つ理由があります。例えば、私が弁護士に相談するときも、実際、心理的な障壁があるのですが、弁理士がほとんど知られていない当地で、おそらくドキドキしながら初めて電話なりかけてくる相手に、それは自分の専門外です、と答えてしまえば、他の弁理士に電話をかける意思もくじかれるかも知れませんし、そうなればせっかくの発明が埋もれてしまいます。また、場合によっては、弁理士ってその程度と思われてしまうかも知れません。そうなれば、他の先生に迷惑もかかってしまいます。ということで、相談を含めて依頼は断らず、また、特に注意を払って相手の気持ちを和らげながら対応するように心がけています。

一つ救いなのは、私は物理出身ということですから。流石に、ガチガチの回路や、ベンゼン環がたくさん踊る有機化学は、相応に苦勞しますが、技術的なことはその場で大抵理解でき、依頼者さんからもおそらく、この人は技術も分かっている、と覚えていただいているかと思っています。

逆に、例えば、稲作技術に関する相談で、不耕起栽培、という技術用語はしらなくてもセーフかもしれませんが、しろかき、って何ですか、と尋ねたら、いっぺんでアウトでしょうし、IT技術で、ステガノグラフィはしらなくてもいいかもしれませんが、16進数や

メガとギガ、テラをチンプンカンプンでやり取りすると、この弁理士って大丈夫か、と不安がられるでしょう。これは何も地方に限ったことではないと思いますが、地方ならではの小ネタは、多数持ち合わせている必要があると思います。また、そういった用語が時として商標の依頼としてあるので、このあたりの情報収集に苦勞します。

例えば、島根県では、国内で唯一「たたら製鉄」が残っております。この製鉄技術により得られる玉鋼（たまはがね）は、日本刀の原料で財団法人日本美術刀剣保存協会（日刀保）が全国の刀匠に分与します。玉鋼は、3日3晩、砂鉄を炭により還元し純度を高めていく作業により得られます。操業が終わった時点でできる塊を鋸（ケラ）といいます。これを割出し、最も良質な部分が玉鋼です。鋸という語は、こちらで開業してはじめて知った言葉ですし、読者の皆さんはまず目にすることがない漢字だと思います。金に母とは良く書いたものです。しかしながら、商標や特許の相談を受けていると、土地柄よくこの「鋸」の話しがでくるので、こういった知識を身につけておく必要があります。鋸は登録されていないようですが、玉鋼は酒の銘柄として登録されています（商標登録第2177811号）。

また、神話にあります大蛇退治は、一説には、砂鉄を上流から運ぶ県内河川「斐伊川」がモデルといわれています。この川は天井川、すなわち、平野部の高さより水面が高い川で、昔はすぐ洪水をひきおこす暴れ川であって甚大な被害を引起し、これがオロチに見立てられたという説です。大蛇が退治された後に尾先から鉄剣（神話では天叢雲の剣、日本武尊が用いて三種の神器の一つ草薙の剣に改称）が出てきますが、これは、斐伊川上流の鉄（たたら製鉄の原料）を表したものとされます。

また、宮崎アニメ「もののけ姫」は、奥出雲が舞台となっています。劇中たたら場がでてきますが、女衆が足で大きな板を踏み、製鉄の際の空気（酸素）を送っているシーンがあります。この作業をする者ないし板を「ばんこ」といって、昼夜絶え間なく送風し続けるので、重労働であるばんこを交代する必要があります。ここから「かわりばんこ」という言葉が生まれています。

このように、たたら製鉄一つ取り上げても、製鉄技

術の知識、刀鍛冶の知識、神話の知識、アニメの知識、言葉の知識、と多様な側面を含み、いつ仕事と結びつくか分からず、また、相手に「この人何にも知らない」と思われてもいけないので、事前に様々な知識を広くちょっと深く仕入れておく必要があります。

また、思い出深い案件として、国立大学法人島根大学から依頼があったグルタミン酸脱水素酵素に関する遺伝子組み換えの依頼があります。開所した年に依頼があり、遺伝子組み換えはそれまで携わったことがありませんでした。他の弁理士を紹介することもできたのですが、先方も初めての依頼を遠くの弁理士とやり取りするとなれば、細かな点の確認や弁理士との付き合い方が雑になるかもしれず、受任しました。約1ヶ月その案件にかかりっきりで、学術的な基礎も含めてこの分野の特許の書き方を勉強しました。時折「このようなことをしていたら、開業初年に事務所をたたまないといけな」と弱気にもなりましたが、教授とも密に打ち合わせをして、なんとか満足いく明細書を仕上げました。

審査請求もして、数年後、この案件がめでたく特許査定となりました（特許第3777422号）。パソコン出願端末から「登録査定通知」を印刷して、それが労したこの案件であることが分かった時、事務所内で思わず「俺は特許請負人だ」と喜びを顕にしたのを覚えています。なお、その時、事務所員から「弁理士ってそれが仕事でしょ」といわれたのも確かにそうで、笑話として今ではいい思い出です。

さて、今でも頭を悩ますのは、料金設定です。特に外国の料金設定には情報も少ないので苦勞します。国内出願の料金も、中小企業しかない島根県では、極力費用負担にならないように心がけていますが、関連した複数案件によりディスカウントが可能な大手企業と大規模事務所との契約のような料金体系が可能でもなく、知財部が仲介して明細書案が大体できている状態で受任するのでもなく、ヒアリングとポンチ絵をもとに十数頁から数十頁の出願書類を作成するのですから、作業負担を加味して料金を計算するのは苦勞するところです。

なお、もともと開業して以来、山陰地方では好況感はなく、逆の意味でリーマンショックは感じません。もともとですのであまり不況に影響されないと

いえます。

あと、出張で車を運転する機会が多くあります。逆に公共交通機関で行けるところは限られています。車を運転しながらもアンテナを張っています。例えば、名探偵コナンというアニメがありますが、作者は鳥取県大栄町出身で記念館もあります（大栄町はスイカで特に関西で著名）。宍道湖畔を運転していると「こなんホスピタル」を目にします。湖南という意味でしょうが、これは商標的にはどうなのだろうと考えたりします。もともとシャーロックホームズの作者のコナン・ドイルからとった名前であろうと考えると、ますます混乱します。

県内一次産品にも常々アンテナを張る必要があります。地域団体商標はご存じのようにJA等でないと主体適格を有しませんが、株式会社〇〇（〇〇は地域団体商標とすべきそのものの名称）が存在したりして、頭を悩ませます。商標に携わる弁理士は何も私に限ったことではないと思いますが、法律知識と実務とがかなり異なっており、類否判断は苦勞します。私の場合は、東京にいたときにお世話になった先生に助言を頂き、業務を遂行しています。この場を借りてお礼を申しあげたいと思います。

また、商標のライフワークとして、小泉八雲と出雲大社に関して、時間があるときに資料をまとめ自分の勉強としています。八雲の場合は、ひ孫にあたる方が松江在住で時折相談を受けますし、もともと小泉八雲の作品を愛読し高い関心をもっていたので、知り合いになれたことは役得かな、と思います。出雲大社の場合は、他の神社仏閣が有している商標も調べつつあり、どの程度の商標取得範囲が適正かを考えています。ただ、営利団体ではないので、その使い方、黙認の仕方は難しいところがあるだろうと思います。なお、出雲大社では、大化の改新で他国では郡司に代わった国造がそのまま世継ぎされ今に至っております。たどれば、天照大神の第二子から脈々と世襲されていますので大変な家系です。出雲國造様とも有り難くも仕事上お付き合いをさせていただく機会もあり、弁理士になって良かったと心から思います。

<日常の業務：中国支部の活動>

平成17年に、経産局単位に全国が支部化されました。それまでは中国四国部会ということで中四国がひ

とまとまりでしたが、中国支部となってさらに構成員が少なくなりました。おかげで以来、島根県担当副支部長を拝命し続けています。広島に支部室があるのですが、役員会等で広島にでかける場合は、高速バスでも、鉄道でも、自家用車でも、片道3時間半、往復7時間かかります。かえて東京の方が近いといえます。なお、中国支部ではTV会議を他の支部にさきがけ導入し、一部負担が軽減されています。

<日常の業務：大学・高専>

弁理士が少ない地方ならではのところだと思いますが、開業年から島根大学の客員教授をしており、先生方からの発明相談を大学職員として受けています。また、発明委員会に出席して専門の見地から意見を述べ、職務発明等学内規定の策定にも関わっています。一つ注意をしている点は、利益誘導とならないために、新規性・進歩性などの所感述べるものの、大学承継すべき、個人帰属にすべきとは言及しないようにしています。また、大学承継された案件も、事務方がどの特許事務所に依頼するかは一切関与しないようにしています。

この他、植物新品種の出願業務を受けることもあります。当初は、大学が行政書士でしたか依頼しようとしたけれども断られ、私に話が回ってきた経緯があります。種苗法の場合は、大学職員として農林水産省へ手続きを行っています。以前手続上の質問で電話をかけたときは、弁理士が間に入ってもらおうと、こちらもやりやすい、ということでした。このあたりは、本会が実態を調査してみるのも良いかと思っています。

また、大学では、生物資源科学部3年に対して通期の授業を行っています。これが必修科目になっていたりするものですから緊張します。もちろん知的財産の話をするのですが、梅謙次郎先生の話や、小泉八雲の話、県外からの学生も多くせっかく島根県で過ごすので、天地開闢から伊佐那岐・伊佐那美、須佐之男命、大国主命、国譲りなど日本神話（出雲神話）の話をしてやります。これが結構うけ、知財以上に真剣に耳を傾けていたりします。

この他、集中講義ですが、松江高専の5年生、米子高専の専攻科（大学3年に相当）にも知財授業をおこないます。こちらも、単に制度や条文の解説とならないように、三権分立や六法といったところから時事のネタを含めて話しをするようにしています。

<日常の業務：相談員>

島根県は、先に述べましたように、東西に長く、また、県としても知財啓蒙普及に力をいれているので、比較的潤沢に相談会が行われています。主だったものは発明協会実施の相談会で商議所等を会場として行われています。毎月実施する会場が4箇所、隔月で実施する会場が5箇所、定例ではないですが年に2～3回実施する会場が4箇所あります。私は、常駐しているので、支所の先生には行きにくい郡部を担当しています。事務所設立まで弁理士不在県であったので、隠岐エリアは、ほとんど相談会が実施されていなかったようでしたが、今は私が担当しています。

また、弁理士の日の無料相談会も隠岐で開催しています。知財啓蒙活動とともに弁理士の認知度向上という観点からは、発明協会の相談会の開催地とかぶらない郡部で相談会をひらくことが地方弁理士の責務であるという信念に基づき、あえて隠岐で開催、といえはかっこよいですが、風光明媚でして良い気分転換となります。

ただ、地方である故、交通の便が悪いこともあり、隠岐は、フェリーですと片道2時間です。夏は高速艇も運航するので1時間で本土と連絡しますが、冬場は最悪フェリーも欠航（すなわち足止め）することもあり、便数も少なくなるので場合によっては片道5時間もかかります。

また、県西部の益田市（山口県萩市に隣接した県最西端の市：雪舟や柿本人麻呂の地）でも相談をおこなっています。特急で2時間です。

なお、相談業務をおこなってつくづく感じるのは、方言を理解し、方言で話すことが、依頼者との意思疎通や信用獲得に大きく影響するという点です。このあたりは、大手事務所の支所が地方にできたとしても地方弁理士に利がある点だと思っています。

<日常の業務：その他>

弁理士業に直接は関係ありませんが、山陰地方で読まれている経済情報誌「山陰経済ウイークリー」（山陰中央新報社）から依頼をうけ月一回寄稿しています。いろいろな制度をガチガチに説明しても良いのですが、これも、おそらくとっつきにくいであろう知財ネタが読まずにとばされてしまうのも本末転倒なので、季節のネタや地域のネタと知財とを自分なりにつながりをもたせ、読ませる工夫をした内容となるよう心が

けております。

また、業務とは関係ありませんが、県議会議長から県議に出馬してみないか、という話もありました。流石に丁寧にお断りしましたが、弁理士が総理大臣になる昨今では認知度向上ということで今後はよりありうる話かもしれません。

<業務でない活動>

さて、業務ではありませんが、時間があれば農業もしております。農業は労働の基本と考えており、気持ちは、（第1種？）兼業弁理士 or 第二種兼業農家です。小さな田んぼですが、籾から米を芽出しして、田植え（手植え）、稲刈り（鎌刈り）などを子どもたちと行っています。この藁は、正月のしめ縄にしたり、俵などにしています。実家は農家ではありませんが祖父母は農家です。自分が祖父の代になったときに、孫に「うーん、ワープロやコンピュータは得意だけど、縄は縄ったことがないなー」だと、ちょっとカッコ悪いような気がして手に職を？つけています。なお、稲作や縄縄いなどは全部こちらに戻ってから習得しました。以前この話を首都圏在住の弁理士に話をしたら、大変羨ましがられました。この辺りは、自慢していいと思います。

この他、島根県松江という土地柄、様々なお祭りがあり、近隣とのつながりが濃くあります。こういうのは好きでもありますし、積極的に参加するようにしています。単に弁理士業務だけしているのであれば、収入はおそらく都市部の方がいいでしょうし、であればなんで地方で開業しているか、魅力が薄れてしまいます。収入以外の魅力を自分なりに見だし楽しんでいきます。



○子供との田植え風景（背後は別宅）

最後になりますが、司法制度改革の流れを受け、弁理士増の時代ではあります。以前は事務所に自ら採用してくれないか、という人もいましたが、今は人数が増えても、無医村に使命感をもって着任する医者のような、気骨のある方は少なくなっているような気がします。仕事が多くない当県で人数が増えても困ります

が少し寂しいような気もします。方言がしゃべれて、収入以外の魅力があるのが、地方の良いところだと思います。

以上

(原稿受領 2010. 9. 24)

書籍紹介



特許法（法律学講座双書）
中山 信弘（著）
出版社：弘文堂
ISBN：9784335304484
発売日：2010/08

本書は、特許法の基本書である「工業所有権法（上）特許法」の10年ぶりの全面改訂版になります。毎年のように行われた法改正と多数の判例が反映され、多くの部分書き直されています。特に、本書のはしがきで紹介されているように、実務上極めて重要である手続に関する叙述が強化されています。

形式面では、前版までの縦書きから横書きに変更されたことに伴って、項目ごとの最後にまとめて書かれていた注が各ページの脚注となり、読みやすいスタイルに改められています。

この10年の間にデータベースは発展し、判例評釈の検索が容易となっています。そこで、本版からは判例評釈が省略され、シンプルにまとめられています。判例索引については、従前の通り充実しており、手元に置いておきたい一冊であることに変わりはありません。

(広報センター 会誌編集部 亀崎 伸宏)